

定時定路線・生活維持支援金の概要



【目的】

外出や営業の自粛、燃料油価格の高騰が続く状況においても、運行あるいは運行体制を維持した地域公共交通事業者等に対し支援を行います。

【申請期間】

令和4年7月22日(金)～同年8月31日(水)
【当日の消印まで有効】

【事業概要】

対象機関	交付額	交付対象者 ※すべて満たす者	交付対象車両
乗合バス 	車両 1台 につき 25万円	①R4.4.1から申請日まで事業を継続した者 ②申請日以降も事業を継続する予定の者 ③県内に事業所を有する者 ④県内を発地又は着地する系統を定期運行する者	R4.4.1から申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局に登録し、県内の営業所に所属している乗合バス車両(リース車両を含む。)ただし、市町村等の委託又は補助による住民(代替)バスの運行の用に限り使用する車両を除く。等
タクシー 	1事業者につき 10万円 車両 1台 につき 3万円 ※ ※1人1車制個人タクシーを除く。	①R4.4.1から申請日まで事業を継続した者 (交付対象車両を継続して保有していた者) ②申請日以降も事業を継続する予定の者 ③県内に営業所を有する者	R4.4.1から申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に事業用自動車として届出し、県内の営業所において継続して保有している車両(リース車両を含む。)ただし、市町村等の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両を除く。等
運転代行 	1事業者につき 5万円 車両 1台 につき 3万円	①宮城県公安委員会から自動車運転代行業の認定を受けている者 ②R4.4.1から申請日まで事業を継続した者 (随伴用自動車を継続して保有していた者) ③申請日以降も事業を継続する予定の者	R4.4.1時点から申請日まで継続して保有している随伴用自動車。 R4.4.1から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃止し、その代替車両がある場合(新旧の車両を合わせて1台とみなす。)等
貸切バス 	1事業者につき 25万円 車両 1台 につき 5万円	①R4.4.1から申請日まで事業を継続した者 ②申請日以降も事業を継続する予定の者 ③県内に事業所を有する者	R4.4.1から申請日までの間、国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に一般貸切旅客自動車運送事業用自動車として届出し、県内の営業所において継続して保有している車両(リース車両を含む。)

申請書類に不備等がある場合は申請を受け付けることができません。交付要綱・要領を御確認の上、申請願います。

【お問い合わせ】企画部地域交通政策課 022-211-2436(乗合バス・貸切バス・タクシー), 022-211-2438(運転代行)